

# 令和2年度 第11回香取市農業委員会総会議事録

令和3年2月5日

2月5日（金）香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を本庁5階大会議室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
日程第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について  
日程第3 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について  
日程第4 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について  
日程第5 議案第5号 農用地利用配分計画案に対する意見について  
日程第6 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
日程第7 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について  
日程第8 報告第3号 農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出について  
日程第9 報告第4号 軽微な農地改良の届出について  
日程第10 報告第5号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について

1. 出席委員は18名で、その氏名は下記のとおり

1番	林	浩	2番	平	川	君子			
3番	石	橋	清	勝	4番	鈴	木	清	
5番	篠	塚	正	則	6番	遠	藤	宏	
7番	寺	島	美	幸	8番	片	野	壽	夫
9番	海	老	澤	武	10番	富	澤	克	彦
11番	飯	森	孝	12番	高	松	多	可	史
13番	鵜	澤	幹	司	14番	菅	谷	樹	雄
15番	林	藤	江	17番	大	堀	潔		
18番	栗	林	利	男	19番	伊	藤	寛	

1. 欠席委員 なし

事務局職員出席者

事務局長 椎 名 正 志                      管理班長 石 毛 明 子

農地班長 滑 川 典 文      主 査 高 橋 亮 太 郎  
主 事 大 崎 隼 矢

開会 午後 2時55分

議 長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は、18名です。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議 長 ただいまから、令和2年度第11回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしく願いいたします。

---

◎議事録署名委員の選任

議 長 議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきますと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、6番 遠藤 宏委員、13番 鵜澤幹司委員を指名いたします。

---

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第1 議案第1号 ないし 日程第10 報告第5号を提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

---

◎日程第1 議案第1号

議 長 日程第1 議案第1号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農

地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。令和3年2月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明いたします。

ページは1ページから4ページで、整理番号は1番から7番です。

整理番号1番、2番は、譲受人が農業経営の規模拡大を図るためであります。

権利の内容は、1番は売買により、2番は贈与により所有権移転をするものです。

整理番号3番は、親子間の贈与により農業後継者に所有権移転するものです。

整理番号4番は、農地が譲受人の自作地近くであることから、売買による所有権移転をするものです。

整理番号5番、6番は、それぞれ耕作の利便を図り農業経営の合理化を進めるため交換による所有権移転をするものです。

整理番号7番は、新規に法人化され、農地所有適格法人として農業経営に参入するため、使用貸借権の設定をするものです。

以上、7件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第2班 班長 大堀 潔委員。

17番大堀委員 去る、1月27日、水曜日午後1時30分より市役所301会議室において、第2班の事前審査会を開催しました。

提出されました農地法第3条の案件は7件であります。

案件については、書類および写真により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第1号の案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明お願いいたします。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、1番 林 浩委員。

1番林委員 整理番号1番について、木内推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたしま

す。

この申請は、譲受人が農業経営の規模拡大のため売買にて譲り受けるものです。

申請地は、譲受人の自作地に近く、耕作利便なため売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号2番について、10番 富澤克彦委員。

10番富澤委員 整理番号2番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地の隣接農地を取得し、規模拡大を図りたい意向があり、譲渡人と贈与による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号3番について、12番 高松多可史委員。

12番高松委員 整理番号3番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

なお、山田推進委員には電話連絡で報告してあります。

この申請は、父が高齢のため後継者である子が贈与により所有権移転を受けるものです。

親子間の贈与であり、今後も適正な農地の維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号4番について、18番 栗林利男委員。

18番栗林委員 整理番号4番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人は農業経営廃止のため、農地を処分したい意向があり、譲受人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

申請地は、譲受人の自作地から近く、通作に支障がないことから所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号5番、6番、7番の3件については、私の案件であるので、議事進行の都

合上、事務局より意見書の代読をお願いします。

事務局 それでは、代読いたします。

なお、整理番号5番および6番については、関連がありますので一括して説明いたします。

この申請は、お互いの耕作の利便性の向上により農業経営の合理化が図られることから、交換により所有権移転をするものです。

交換する農地は、作付良好な農地であり農地交換後も同様に良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件も満たしており許可が妥当と判断をいたします。

続きまして、整理番号7番について、この申請は譲受人が〇〇〇〇〇〇〇〇として、農業経営に参入するため、〇〇の〇〇〇〇である、〇〇氏の農地に使用貸借権の設定を行うものであります。

当該法人は、〇〇〇〇や〇〇〇〇を計画しており、経営面積は5ヘクタールを目標としております。

農業経営の実施計画書も香取農業事務所において、指導を受けながら計画を立てており、その内容においても適正で、使用貸借権設定後も良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり決定いたします。

---

#### ◎日程第2 議案第2号

議長 日程第2 議案第2号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。





ますが、〇〇〇計画の1年間の期間延長に伴い、一事転用期間を1年間延長するものです。

なお、そのほかは、当初許可を受けた内容に変更はないため、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号6番から21番の16件については、6番 遠藤 宏委員。

6番遠藤委員 整理番号6番から21番につきましては、関連案件ですので、一括して現地調査等を行った結果を説明いたします。

場所は、〇〇〇〇〇〇を〇〇〇から〇〇〇〇〇〇方面に行きまして、〇〇〇の〇〇〇〇があります。その右の奥の山になります。

本件は、譲受人は令和3年2月28日まで〇〇〇〇および〇〇〇用地としての一時転用許可を受けておりますが、〇〇〇計画の1年間の期間延長にともない一時転用期間を1年間延長するものです。

なお、そのほか、当初許可を受けた内容に変更はないため、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

---

### ◎日程第3 議案第3号

議 長 日程第3 議案第3号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。下

記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。令和3年2月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは、13 ページから 14 ページで、整理番号は 1 番から 5 番です。

整理番号 1 番及び 5 番、転用目的は、〇〇〇〇および〇〇〇〇用地で、権利の内容は 1 番は所有権移転、5 番は使用貸借権設定です。

申請地の農地区分は、1 番は農業公共投資の入っていない小集団の農地で、第 2 種農地。5 番は第 1 種農地であります。不許可例外事由 I に該当します。

整理番号 2 番、3 番、転用目的は専用住宅用地です。権利の内容は、いずれも所有権移転です。

申請地の農地区分は、都市計画用途地域内の第一種中高層住居専用地域のため、第 3 種農地です。

整理番号 4 番、転用目的は〇〇〇〇用地で、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は、農業公共投資の入っていない小集団の農地で第 2 種農地です。

以上、5 件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第 2 班 班長 大堀 潔委員。

1 7 番大堀委員 事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

提出されました農地法第 5 条の案件は、5 件であります。

書類等で審査した結果、農地法第 5 条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号 1 番について、7 番 寺島美幸委員。

7 番寺島委員 整理番号 1 番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

飛ヶ谷推進委員には電話で連絡してあります。

場所ですが、〇〇〇〇〇〇〇を〇〇方面に向かい〇〇〇〇を過ぎた〇〇〇〇〇の〇〇を左折すると、すぐに〇〇〇が右側にあり、その坂を登っていきますと、〇〇〇〇〇の裏手にな



本件は、譲受人は現在アパートで暮らしておられますが、手狭となっているため申請地に専用住宅を建築するものです。

申請地では、道路と高さを合わせるため40センチほど削ります。

排水・雨水は敷地内に雨水枡を設け浸透処理し、汚水・雑排水は公共下水道へ放流します。

また、隣接農地はありません。

なお、申請地は土地改良区などの受益地でなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり周辺農地への営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題ないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号4番、5番の2件について、11番 飯森 孝委員。

1 1番飯森委員 整理番号4番、5番について、高木推進委員と現地調査等を行った結果を説明します。

4番について、○○○○○○を○○方面に向かい○○○○○○入口の所を○○方面へ向かって約○○メートル位行った先に○○があります。そこを越えてもう○○メートル位行った所を左折し○○メートル位行った先の右側です。

ホームセンターのちょうど西側になります。

この申請は、譲受人は市内で○○○○を営む法人ですが、三方を住宅に囲まれた申請地に近隣の○○○○の住民から○○○として利用したいという要望を受け、○○○○とする計画をしたものです。

申請地では、埋立て等はいりません。

排水は、雨水のみで敷地内にて自然浸透処理となります。

また、隣接農地はありません。

なお、申請地は○○○○○土地改良区より転用同意を受けており、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり周辺農地への営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題ないものと判断しました。

続きまして、5番について、場所は○○○○○○○○から○へ○○メートル位行った所の○○を左折し、○○メートル位先を左折した○メートル先の右側になります。

この申請は、譲受人は市内で○が経営する○○○○○に勤めており、今後○○の承継を予定しておりますが、現在会社の○○○○および○○○○○○が不足しているため、申請地に○○○○および○○○○○○を整備する計画をしたものです。

申請地では、埋立て等はいりません。

排水は、雨水のみで敷地内にて自然浸透処理となります。

また、隣接農地との境界には既にコンクリートブロックが設けられています。

なお、申請地は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇より転用同意を受けており、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり周辺農地への営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

---

#### ◎日程第4 議案第4号

議 長 日程第4 議案第4号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求める。

令和3年2月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案については、ページは15ページから57ページで、整理番号は1番から89番です。

議案内容の概要については、別添付属資料のとおりです。

以上89件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり決定いたします。

---

◎日程第5 議案第5号

議長 日程第5 議案第5号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第5号 農用地利用配分計画案に対する意見について。下記のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見を求める。令和3年2月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案については、ページは58ページから83ページで、整理番号は1番から32番です。

議案内容の概要については、別添付属資料のとおりです。

以上、32件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 議案第5号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第5号 整理番号30番、31番の2件について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○ ○委員の退場を求めます。

(○番 ○○ ○委員 退場)

議長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号 整理番号30番、31番の2件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 整理番号30番、31番の2件について、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○ ○委員の入場を許可します。

(○番 ○○ ○委員 入場・着席)

議長 次に、議案第5号 整理番号32番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○○委員 退場)

議長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号 整理番号32番については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 整理番号32番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○○委員 入場・着席)

議長 次に、議案第5号 整理番号30番、31番、32番の3件を除く29件について、審議いたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号 整理番号30番、31番、32番の3件を除く29件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 整理番号30番、31番、32番の3件を除く29件については、原案のとおり決定いたします。

---

◎日程第6 報告第1号

議長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による解約等の通知があったので報告する。令和3年2月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は7件です。

---

◎日程第7 報告第2号

事務局農地班長 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積計画（中途解約）の通知があったので報告する。令和3年2月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は42件です。

---

◎日程第8 報告第3号

事務局農地班長 報告第3号 農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出について。下記のとおり農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出があったので報告する。令和3年2月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は2件です。



---

◎日程第9 報告第4号

事務局農地班長 報告第4号 軽微な農地改良の届出について。下記のとおり軽微な農地改良の届出書の提出があったので報告する。令和3年2月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は1件です。

---

◎日程第10 報告第5号

事務局農地班長 報告第5号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について。下記のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので、報告する。令和3年2月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は2件です。

---

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 3時35分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人